

西原東小学校及び西原東児童館・西原児童館等整備に係る
民間活力導入可能性調査等業務委託

公募型プロポーザル実施要領

令和8年3月30日

西原町教育委員会 教育部 教育総務課

1. 趣旨

この要領は、「西原東小学校及び西原東児童館・西原児童館等整備に係る民間活力導入可能性調査等業務委託（以下「本業務委託」という。）」の受託事業者としての優先交渉権者を公募型プロポーザル方式により特定するために必要な事項を定めるものとする。

2. 業務概要

(1) 業務名称

西原東小学校及び西原東児童館・西原児童館等整備に係る民間活力導入可能性調査等業務委託

(2) 業務期間

契約締結の日から令和9年3月15日（月）まで

(3) 委託の目的

本業務委託は、令和7年度策定の西原東小学校改築基本計画に基づく西原東小学校改築整備及び同小学校敷地内への西原東児童館移転整備並びに西原小学校敷地内への西原児童館移転整備に係る民間活用活力導入可能性調査、さらに両児童館の整備基本構想も策定する。本業務委託ではこれらの整備にあたり官民連携手法のよる整備の可能性を調査するものである。

本業務委託は、西原町公共施設等総合管理計画並びに西原町学校施設等長寿命化計画に基づき、老朽化率が高い施設の今後の整備について、官民連携手法の導入を視野に入れた多角的な視点から、施設のあり方や整備・維持管理の方針等を整理するとともに、本業務計画を策定し、今後の展開に資することを目的とする。

なお、業務内容及び企画提案における詳細については、別添「西原東小学校及び西原東児童館・西原児童館等整備に係る民間活力導入可能性調査等業務委託 企画提案仕様書（以下「企画提案仕様書」という。）」によることとする。

(4) 提案上限額

40,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

※上記金額は、事業規模を示すための額であり、予定価格及び契約金額ではない。

ただし、提案額（参考見積額）が提案上限額を超過した場合は、失格とする。

3. 応募資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 西原町プロポーザル実施要綱（平成26年11月21日要綱第34号）第7条の規定に該当する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (3) 公租公課について滞納が無いこと。
- (4) 公募開始日において、西原町から指名停止を受け、指名停止期間中とされた者でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第1項第2号に規定される暴力団、それらに関係するもの及びそれらを益するもののいずれでもないこと。また、役員をはじめとして従業員が第6号の暴力団員、暴力団関係者、暴力団並びに暴力団員等に協力する

者のいずれにも該当しないこと。

- (6) 本業務委託の実施にあたり、十分な業務遂行能力と適正な執行体制を有し、業務進捗状況や業務内容に関する打ち合わせ及び本町からの指示等に対して、迅速かつ柔軟に対応できる者であること。
- (7) 沖縄県内に本社、支社、支店又は営業所を有していること。また複数の企業による共同提案（JV）の場合、各構成員についても 上記(1)～(7)までの応募資格を満たしていること条件とする。
- (8) 法人業務実績として国内で過去4年以内（令和4年4月1日から令和8年3月30日まで）に完了した官民連携に関する同種又は類似業務のうちいずれか1つ以上の実績を有する者であること。

また、複数の企業で構成された共同企業体（JV）により参加する場合は、構成員のいずれか1社が、業務実績を有する者であること。

- (9) 共同企業体(JV)の構成員は、他の共同企業体(JV)の構成員となることはできない。

4. 質問の受付及び回答

(1) 質問の受付

本要領等に関して疑義がある場合には、質問書【様式A】を記入し、電子メールにより提出すること。

（件名を「【質問書】西原東小学校及び西原東児童館・西原児童館等整備に係る民間活力導入可能性調査等業務委託」とすること）

- ① 質問書受付期限：令和8年4月6日（月）17時15分まで（必着）
- ② 提出場所：西原町教育委員会 教育部 教育総務課

電子メールアドレス kyouiku_soumu@town.nishihara.okinawa.jp

(2) 質問に対する回答

- ① 回答日時：令和8年4月9日（木）
- ② 回答方法：電子メールによる回答（質問者が特定できないよう加工し、参加者全員へ送付とする）

5. 意向申出等書類の提出

(1) 提出期限

公募開始日から令和8年4月16日（木）17時15分まで（必着）

(2) 提出書類

- ア プロポーザル参加意向申出書・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 【様式第1号】
- イ 提出意思確認書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 【様式第6号】
- ウ 法人税、県税、市町村税、消費税及び地方消費税の未納がないことの証明書
（直近1か年分）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 【納税証明書】
- エ 共同企業体（JV）参加申込書・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 【様式B】
- オ 共同企業体委任状並びに協定書・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 【様式C、様式C-1】
- カ 実績調書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 【様式D】
- キ 誓約書（共同企業体用）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 【様式E】

- ク 誓約書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 【様式F】
- ケ 連絡先担当者及びメールアドレス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 【任意様式】

※ 提出部数については（正本1部、副本1部）とする。

(3) 提出方法及び場所

西原町教育委員会 教育部 教育総務課（西原町役場3階）まで持参又は郵送で提出すること。

なお、郵送の場合は、期限までに必着であることに留意すること。

〔郵送先〕 〒903-0220 沖縄県中頭郡西原町字与那城140番地の1
西原町教委員会 教育部 教育総務課 宛

6. 企画提案書等の提出

(1) 提出期限

令和8年4月16日（木）17時15分まで（必着）

(2) 提出書類及び部数

- ア 提案書（かがみ）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 【様式第4号】
- イ 企画提案書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 【任意様式】
- ウ 業務実施体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 【任意様式】
- エ 配置予定業務責任者調書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 【任意様式】
- オ 配置予定業務担当者調書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 【任意様式】
- カ 参考見積書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 【任意様式】

※ 提出部数については、13部（正本1部、副本12部）とする。

※ エとオについては、氏名等基本事項に加え、学歴、職歴、実務経験年数、所有資格、手持ち業務状況（契約金額の合計額及び件数）及び同種又は類似業務の実績（業務概要及び役割を明記）を必須とし、その他本業務委託の履行にあたって有効な特記事項があれば記載すること。

(3) 企画提案書等の作成要領

※本業務委託における業務内容

- ・西原東小学校改築整備に係る民間活力導入可能性調査
- ・西原東小学校敷地内へ西原東児童館移設計画の基本構想業務並びに民間活力導入可能性調査
- ・西原小学校敷地内の既設プール解体並びに当該跡地に西原児童館移設計画の基本構想業務及び小学校用外部トイレ・倉庫の新設計画並びに民間活力導入可能性調査

① 企画提案書は、A4縦・横書き・左長辺綴・10枚以内とする。

（表紙含む、両面印刷の場合は10頁以内まで可、A3折り込み可）

② 提案内容は、企画提案仕様書の「4. 業務内容」の各項目を網羅し、以下について提案すること。（文章を補完するための写真、イラスト、イメージ、図等の挿入は可）

項目	記載内容
1.業務概要	企画提案仕様書の趣旨及び背景を踏まえ、事業の目的、目標等について記載すること。
2.業務内容	企画提案仕様書に掲げる業務内容を踏まえ、以下テーマにおける考えや進め方等を具体的に提案すること。 (1) 対象施設における現状の整理 (2) 各児童館の整備方針の検討 (3) 効果的な整備手法による財政負担の低減や平準化の考え方 (4) 参入意向調査の具体的な手法 ※ その他、効果的な事項があれば提案すること。
3.業務実施体制	企画提案仕様書に掲げる業務内容を円滑に履行するための適正な人員配置及び役割分担等について記載すること。
4.作業工程	履行可能な業務フロー及びスケジュールを提案すること。

- ③ 記載内容については、明瞭かつ具体的な記載とし、専門用語や略語には注釈を付すなど専門知識を有しない者に対する配慮をすること。
- ④ 参考見積書は、企画提案仕様書の業務内容を基に単価、数量、内訳等の見積条件を明記し、本業務委託を実施するにあたっての一切の費用を積算すること。

(4) 提出方法及び場所

西原町役場 教育部 教育総務課まで持参又は郵送で提出すること。

なお、郵送の場合は、期限までに必着であることに留意すること。

[郵送先] 〒903-0220 沖縄県中頭郡西原町字与那城140番地の1
西原町教育委員会 教育部 教育総務課 宛

7. 企画提案書等の審査（プレゼンテーション審査）

(1) 審査・評価方法

企画提案書等の審査にあたっては、西原町プロポーザル実施要綱（平成26年11月21日要綱第34号）第5条に基づき、審査会を設置し、別に定める評価基準等により、プレゼンテーション審査及び評価を行い、本業務委託契約の優先交渉権者を特定する。

なお、公募多数の場合は3者程度となるよう書類審査を行い、令和8年4月20日（月）までに書類審査決定通知を電子メールにより通知する。

(2) プレゼンテーション審査

- ① プレゼンテーション審査は原則、対面形式によるものとするが、対面形式によるプレゼンテーションが困難であると判断された場合は、オンライン形式（Teams）に変更する場合がある。なお、対面方式での実施場所及び日時等については、令和8年4月21日（火）までに企画提案等提出者へ電子メールにより通知する。
- ② 審査時間は、プレゼンテーション15分以内、質疑応答15分程度とする。ただし、パソコン等を使用する場合は、プレゼンテーション前に5分間の準備時間を設ける。
なお、提案資格者の数によっては、審査時間を変更することがある。

- ③ プレゼンテーションにパソコン等を使用する場合は、提案資格者が準備すること。なお、スクリーン及びプロジェクターを使用する場合には本町が準備する。使用を希望する際は、事前に連絡をすること。
 - ④ プレゼンテーション審査への参加人数は3名以内とする。（説明者は、本業務委託を受託した場合の主な担当者となる者とするとし、パソコン操作等の補助員は含まない）
 - ⑤ プレゼンテーションの際、追加資料の提出は一切認めない。
 - ⑥ 審査の経緯、内容に関する問い合わせには一切回答しない。
 - ⑦ プレゼンテーション審査は非公開とする。
- (3) プレゼンテーション審査評価基準等
 プレゼンテーション審査における審査項目及び評価基準等は、別紙「プレゼンテーション審査評価基準等」のとおりとする。
- (4) 審査結果及び特定通知
- ① プレゼンテーション審査の結果は、全ての提案者に対して結果通知書の書面による通知によって行う。その際、最も高い評価を得た事業者を優先交渉権者として特定し、契約手続きについて別途連絡する。
 - ② 審査結果に対する異議申し立ては受け付けないものとする。
- (5) 契約協議
- ① 本プロポーザルは、本業務委託契約の優先交渉権者を特定するためのものであり、契約締結を保証するものではない。
 - ② 契約に係る仕様書については、企画提案仕様書及び優先交渉権者からの提案内容をもとに作成し、見積書を徴したうえで、予算の範囲内において契約を締結する。この場合の契約締結額は、提出された参考見積書の額と同額とならない場合がある。
 - ③ 優先交渉権者との契約協議が整わない場合は、ヒアリング審査結果の次点者を優先交渉権者として再特定し、契約協議を行うこととする。
 - ④ 優先交渉権者が町と本業務委託の契約を締結しようとする際は、西原町契約規則（平成19年規則第5号）第7条第1項に基づき、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めるものとする。但し、同条同項各号のいずれかに該当する場合は免除する。

8. スケジュール（予定）

(1) 公募開始	3月30日（月）
(2) 質問締切	4月 6日（月）
(3) 質問回答	4月 9日（木）
(4) 企画提案書等提出期限	4月16日（木）
(5) 書類審査評価決定通知（公募者多数の場合3者程度に選定）	4月20日（月）
(6) プレゼンテーション審査	4月24日（金）
(7) 審査結果通知（優先交渉権者特定通知）	4月28日（木）
(8) 委託契約締結	5月 8日（金）

9. その他留意事項

- (1) 以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。
 - ① 提出期限を過ぎて、関係書類等が提出された場合
 - ② 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
 - ③ 本要領に違反すると認められる場合
 - ④ 事務局があらかじめ指示した事項に違反した場合
 - ⑤ その他特定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為があった場合
- (2) 書類提出にあたり使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 提出された関係書類等に疑義がある場合は、事務局より応募者へ質問することがある。
- (4) 本プロポーザル参加に係る経費は、全て応募者の負担とする。
- (5) 本プロポーザルに係る提出書類等は、審査に必要な範囲において無償で複製することができるものとし、提出された企画提案書等は返却しない。
- (6) 優先交渉権者の特定にあたっては、提案内容を総合的に評価し決定するため、業務趣旨に合致しない個別事項については、本町と優先交渉権者間で協議のうえ是正し、実施することとする。よって、提案内容の全てを実施することを保証するものではない。
- (7) 本要領に定めるもののほか必要な事項は、事務局が別に定める。

10. 問い合わせ先（事務局）

〒903-0220 沖縄県中頭郡西原町字与那城140番地の1

西原町教育委員会 教育部 教育総務課（西原町役場 3階） 担当 玉城(内線番号2202)

TEL：098-945-3655 / FAX：098-945-6770

メールアドレス：kyouiku_soumu@town.nishihara.okinawa.jp